

宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和8年6月30日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

記

1 監査委員の報告日

令和8年3月23日

2 通知のあった日

令和8年5月28日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 阿武隈急行株式会社

ア 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。

イ 措置の内容

沿線人口の減少や少子化のほか、令和4年3月に発生した福島県沖地震や新型コロナウイルス感染症の影響による行動変容などによって減少した阿武隈急行線の利用者数は、令和7年度に約201万人まで回復したものの、ピーク時の平成7年度と比較すると約60%に留まっており、また、物価・人件費の高騰により、阿武隈急行株式会社の経営は厳しい状況にある。

赤字拡大を抑制するための抜本的な経営改善方策等を議論するため、令和5年3月に設置された「阿武隈急行線在り方検討会」において、収入確保策の実施や減資の検討などによる会社経営の健全化や鉄道事業再構築事業の活用などが盛り込まれた提言が取りまとめられたことを受けて、令和7年度には、「阿武隈急行線地域公共交通計画」を新たに策定したほか、沿線自治体及び会社とともに「鉄道事業再構築実施計画」を作成し、令和8年1月に国の認定を受けた。

提言の具体化については、昨年度設置した「阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会」などにおいて、現在も継続的に議論を行っているところであり、また、阿武隈急行株式会社は今年度新たな経営健全化計画を策定する予定であることから、その早期策定を含め、収支改善に向けて引き続き同社を指導していく。

(2) 団体名 地方独立行政法人宮城県立病院機構

ア 監査委員の報告の内容

(ア) 期末において、債務超過が認められたので、運営改善を図る必要がある。

(イ) 現金及び預金について、残高が一致しないものが認められたので、改善を図る必要がある。

イ 措置の内容

(ア) 県では、令和5年度決算における多額の純損失に続き、令和6年度も同程度の純損失を計上し、債務超過となっていることから、損失の発生要因について、法人とともに分析を行った。

その結果、令和5年度に引き続き令和6年度も両病院において、新型コロナウイルス感

染症まん延に伴う受診控えの影響が継続し、病床利用率が回復しないことにより、収益が伸び悩んでいるとともに、人件費増のほか、精神医療センターでは、施設の老朽化に伴う修繕費の増、がんセンターでは、物価高騰に伴う薬品費や委託費の増などが重なり、費用が増大したことが損失の発生 の 主 要 因 であるとの共通認識を持つに至った。また、経営改善に向けては、法人が策定した「経営改善アクションプラン」に基づき、新たな加算の取得や病床利用率向上に向けた病診連携の強化などの取組について、進捗状況を随時確認しており、実際に収益の増加がみられているところである。

県としては、経営の黒字化及び債務超過の解消に向けた取組を引き続き支援するとともに、令和9年度を始期とする中期目標及び中期計画の策定作業を通じて、債務超過の解消に向けた議論を深めることとしている。

(イ) 本案件は、病院機構が保有している一部の現金支払い用口座等の残高確認不足が原因であった。

県では、法人において、保有する口座の全てについて、月次決算時には毎回、通帳残高を確認すること、また、期末決算時には銀行が発行する残高証明書により、口座残高と貸借対照表が一致していることを確認することで再発防止に努めることを確認した。

県としては、引き続き、適正な財務管理が図られるよう指導していく。